

提出済み要望書 2016 年度⑩憲法委員会提案・議員会館へ赴き要望 2017 年 2 月 28 日
宛先 安倍晋三内閣総理大臣及び金田勝年法務大臣
衆議院・参議院 法務委員会理事・委員（各議員室訪問）

国際婦人年連絡会
世話人 實生 律子
紙谷 雅子
大倉多美子

【要望書】テロ等準備罪（共謀罪）法案の国会提出をしないこと

国際婦人年連絡会は 1975 年以来、国連の推進する「平和・開発・平等」を実現するために活動している NGO 組織で、国内女性 36 団体によって構成されています。

政府は、「話し合っただけ」、すなわち「共謀」しただけで犯罪とするテロ等準備罪（共謀罪）法案を、今通常国会に提出しようとしています。

政府は、国連の国際組織犯罪防止条約（TOC 条約）を批准するためにこの法律が必要だと説明しています。しかし、同条約は経済的支配をするマフィアを取り締まるための条約で、テロとは関係ありません。同条約の立法ガイドでは、条約批准に共謀罪の導入は必要なく、組織犯罪集団への有効な措置が講じられていればよいとしています。

政府はまた、東京五輪の開催にテロ対策が必要だと不安をあおっていますが、テロには現行法で十分対応できます。現行法でテロないしテロに関係ある犯罪としては、殺人予備罪など刑法犯のほか、破壊活動防止法など特別法による予備罪、陰謀罪、教唆罪、せん動罪など 70 以上が定められています。

「話し合っただけ」を犯罪とすることは、物的証拠がないことから、多くのえん罪や自白強要、立証のための盗聴、尾行など、プライバシーの侵害、内心の自由の侵害、表現の自由の萎縮など、人権侵害を生む危険があります。そもそも「何を」話し合うと処罰されるのかの限定がなく、適用対象を「組織的犯罪集団」としても、「一般人は対象とならない」どころか、「正当に活動する団体」も捜査当局の判断次第で対象とされることが国会で明らかになるなど、歯止めのない危険な内容です。

日本の刑事手続きは、戦前の治安維持法下の拷問などの反省から、「内心や思想」ではなく「行為」を処罰する、そして行為も「既遂」の処罰を原則としてきました。憲法が思想、良心、信条、表現の自由を保障し、法定手続きや詳細な刑事手続きを定めているのは、警察・国家権力が刑事手続きを利用して人権侵害を繰り返さないようにするためです。

「共謀罪」の創設は、憲法で定められた国民の基本的な人権を侵害し、女性団体を含む市民団体や労働組合の運動を抑圧し、かつての治安維持法による監視・密告社会を再来させるものであり、断じて許されません。

以上の理由により、テロ等準備罪法案の国会提出をしないことを強く要望します。